

修学支援法施行に向けて、各大学の授業料減免補助の維持・拡大と在学生の申請期間の延長等を求める決議

2020年4月1日に施行される「大学等の修学の支援に関する法律」（以下「修学支援法」）の成立にともない、文部科学省は2019年6月下旬より支援対象となる大学等の機関要件の確認のための申請を受け付け、9月20日には機関要件を満たしていることを確認した大学（確認大学）を公表しました。10月には各大学を対象とした説明会を開催するとともに、在学生向けのリーフレット等を確認大学に送付しました。新制度にもとづく支援を希望する学生の申請期間は11月1日～30日とされ、現在各大学で申請のための手続きが開始されています。

しかし、新制度の内容や申請方法に関する学生・保護者への周知が徹底されているとは言いがたいのが現状です。1～3年生すべての学生・保護者に対して案内文書を送付した大学がある一方で、大学ホームページに文部科学省の特設ページへのリンクを貼っているだけの大学もあります。このままでは、支援を受ける資格がありながら情報不足のために申請できなかったという学生が大量に出ることが懸念されます。今年度については、申請できなかった学生に対しては来年4月に再度機会が設けられるということですが、その場合、年度当初は本来受けるべき支援が受けられないことになります。

また、これまで私大経常費補助の特別補助で手当されてきた授業料減免事業に対する補助が新制度に一本化されることにより、2020年度予算から当該補助が消失することが懸念されます。修学支援法の施行によって、従来学費減免を受けてきた中間所得層の学生が支援を受けられなくなるような事態があってはなりません。

以上の状況に鑑み、私たちは文部科学省に対して以下のことを求めます。

- 1 従来各大学で実施されてきた授業料減免制度が廃止・縮小されることがないように、2020年度予算においては、「授業料減免事業への支援」額として、昨年度と同額の177億円以上を措置すること。
- 2 新制度にもとづく修学支援（学費等減免、給付型奨学金）への本年度の申請期間を、2019年12月末日まで延長すること。
- 3 在学するすべての学生に新制度の内容・申請手続き等に関する情報が周知されるよう、文部科学省が責任をもって各大学に対して通知を出すなどの対策を取ること。

以上、決議します。

2019年11月9日

東京私大教連第43回定期大会